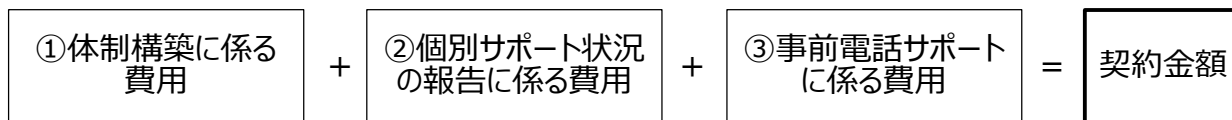


令和 6 年度建築士サポート体制に係る契約金額の考え方

1. 概要



2. 各費用の考え方

①サポート事業実施に向けた体制構築に係る費用（定額：650,000 円(税込)）

- サポート業務の実施のため、サポートセンター事務局の立上げ（契約事務や調整業務）に要する人件費や運営に係る消耗品費等を想定。
- 余る部分については、建築士サポート体制の周知や、個別サポート件数の抑制のための講習会等の開催に係る費用に充てることも可能。

②サポート業務の実施を通じた個別サポート状況の報告に係る費用（件数に応じた額）

- 個別サポートの実施に係る、(1)サポート員・事務員の人件費、(2)個別サポートに利用した貸会議室の費用、(3)個別サポートのためのサポート員の交通費を想定（(2),(3)については、利用した場合のみ）。
- 具体的な金額は以下のように算出（税抜）

$$\left(\underbrace{18,950 \text{ 円}}_{\text{人件費相当額}} + \underbrace{1,000 \text{ 円}}_{\text{貸会議室相当額}} + \underbrace{2,273 \text{ 円}}_{\text{交通費相当額}} \right) \times (\text{個別サポート件数})$$

<個別サポート件数について>

- 令和 4 年度の 4 号建築物に係る確認件数に応じて、都道府県ごとに下表のとおり個別サポート上限件数を設定（今後変わる可能性がある。）。

都道府県単位での 4 号建築物確認件数 (令和 4 年度)	個別サポート上限件数（案）	
	事前電話サポート なし	事前電話サポート あり
5,000 件未満	30 件／月	25 件／月
5,000 件以上 10,000 件未満	45 件／月	40 件／月
10,000 件以上 15,000 件未満	55 件／月	50 件／月
15,000 件以上 20,000 件未満	65 件／月	60 件／月
20,000 件以上	80 件／月	75 件／月

③個別サポートニーズ把握のための事前電話サポートに係る費用（定額：250,000 円(税込)）

※実施については任意

- 事務局において事前に電話対応を行い、サポートセンターで受けるべき内容か否か判断し、場合によっては特定行政庁等の相談窓口や解説資料等を案内することで、個別サポートへの殺到を防ぐ取組に係る費用。
- 事前電話サポートを実施する場合には、5 件／月程度個別サポート件数を抑制できると想定して、事前電話サポートを実施する場合の上限件数を設定（2. ②参照）。

（令和 6 年度の契約金額の例）

- 4 号確認件数 8,000 件の県において、事前電話サポートを実施した上で、相談件数上限いっぱいまで相談（貸会議室使用、交通費計上）を受けた場合の契約金額

①サポート事業実施に向けた体制構築に係る費用：650,000 円（税込）

②サポート業務の実施を通じた個別サポート状況の報告（個別サポート件数に応じた額）

上限件数：45 件／月－5 件／月＝40 件／月

→ $(18,950 \text{ 円/件} + 1,000 \text{ 円/件} + 2,273 \text{ 円/件}) \times 40 \text{ 件/月} \times 2 \text{ 月}^{\ast}$

= 1,777,840 円（税抜） → 1,955,624 円（税込）

※令和 6 年度の契約においては 1 月、2 月の 2 か月分の報告を想定

③個別サポートニーズ把握のための事前電話サポート：250,000 円

⇒ 計：①650,000 円＋②1,955,624 円＋③250,000 円 = 2,855,624 円（税込）